

令和 7 年 2 月 13 日	
所 属	資源循環課
所属長	岩田 洋一
電 話	06-6409-1341

尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市、三田市の 5 市による 「一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定」を締結します

1 協定締結の背景

平成 30 年 1 月 1 日付で、尼崎市、西宮市、芦屋市において一般廃棄物処理（以下「ごみ処理」という。）に係る相互支援協定を締結していたが、このたび、宝塚市と三田市が本協定に加わるもの。

2 協定の趣旨

ごみ処理施設の故障や事故等の緊急事態においても安定的にごみ処理を行うため、本協定に基づき協定市がごみ処理に関し、相互に協力して処理する体制を確保することを目的とする。

3 締結日

令和 7 年 2 月 14 日

4 締結市

尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市、三田市の 5 市

5 協定の名称

「一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定」

6 相互支援の内容

以下に示す緊急事態等の事例が発生した際、協定市間でごみ処理を支援する。

- ・ごみ処理施設の故障、事故等による緊急事態
- ・ごみ処理施設の改修や更新等による一時的な処理能力の低下等
- ・その他、急激なごみ量の増加や著しい施設の処理能力の低下等

なお、搬入経路や搬入日時等の詳細な支援方法については、支援事案発生時の都度、協議します。

以 上